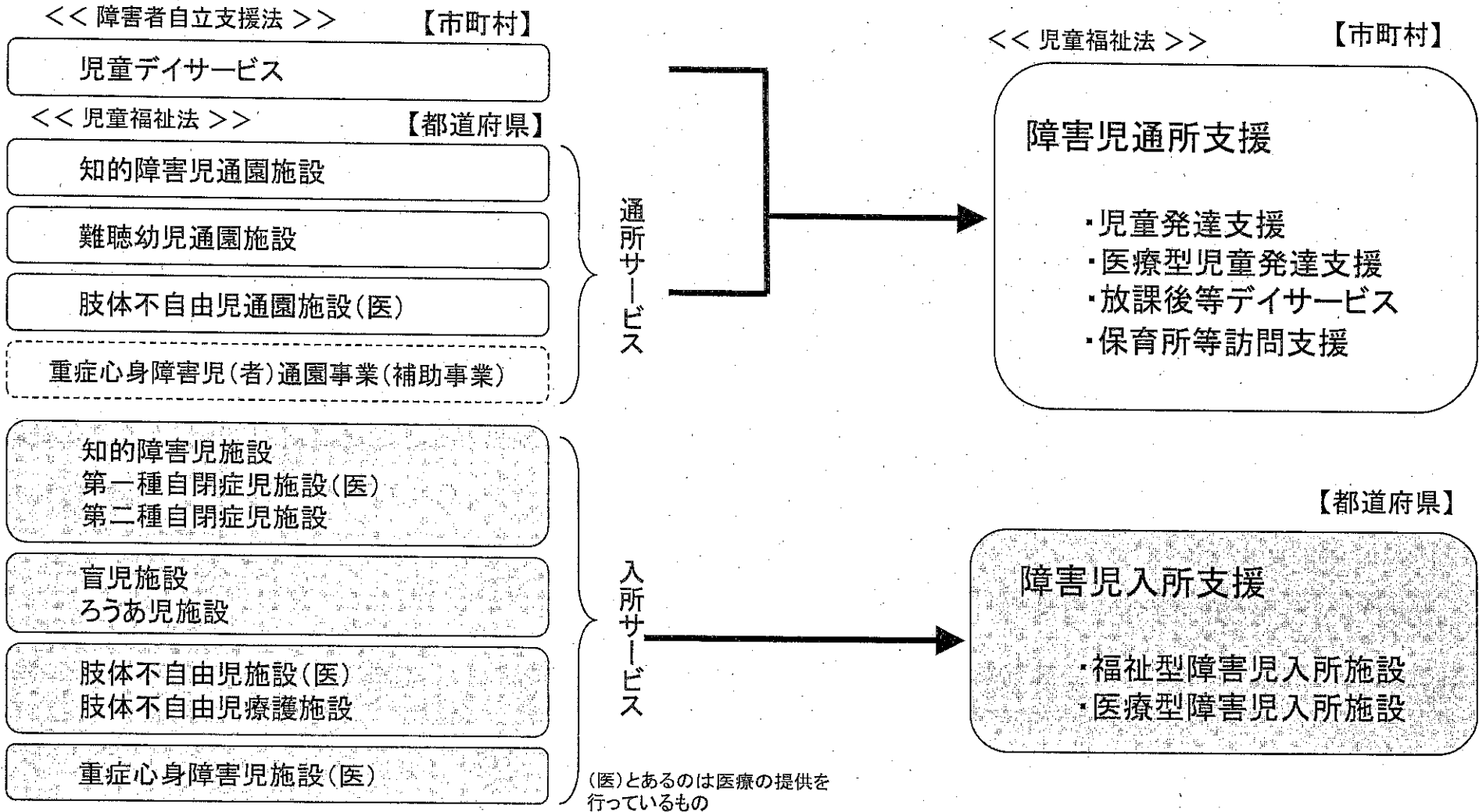


# 障害児通所支援の報酬等について

# 障害児施設・事業の一元化 イメージ

○ 障害児支援の強化を図るため、現行の障害種別ごとに分かれた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化。



# 児童発達支援の概要①

- 障害児にとって身近な地域で支援を受けられるようにするため、児童発達支援に再編。
- 児童発達支援には、児童福祉施設として定義された「児童発達支援センター」と、それ以外の「児童発達支援事業」の2類型。
- 現行の障害児通所施設・事業は、医療の提供（医療法上の診療所の指定）の有無により、「児童発達支援」又は「医療型児童発達支援」のどちらかに移行。

<< 障害者自立支援法 >>

【市町村】

児童デイサービス

<< 児童福祉法 >>

【都道府県】

知的障害児通園施設

難聴幼児通園施設

肢体不自由児通園施設(医)

<< 予算事業 >>

重症心身障害児(者)通園事業

※(医)とはあるもの医療を提供

<< 児童福祉法 >>

【市町村】

児童発達支援

- ・福祉型児童発達支援センター
- ・児童発達支援事業

医療型児童発達支援

- ・医療型児童発達支援センター
- ・指定医療機関※

※ 指定医療機関とは、独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するものをいう。

障害児の地域区分

●障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法の施行による障害児支援の報酬の1単位単価の見直し

<現行>

		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他	
		18%	15%	12%	10%	8%	6%	3%	0%	
知的障害児通園施設支援 難聴幼児通園施設		11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円	
児童デイサービス		* 障害者の地域区分は5区分								
重症心身障害児(者)通園事業		-								
肢体不自由児通園施設支援		10円								
児童デイサービス(再掲)		* 障害者の地域区分は5区分								
重症心身障害児(者)通園事業(再掲)		-								
-		-								
知的障害児施設支援	併設する施設が主たる施設の場合	11.00円	10.84円	10.67円	10.56円	10.45円	10.33円	10.17円	10円	
	当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円	
	第二種自閉症児施設の場合	11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.49円	10.37円	10.18円	10円	
盲ろうあ児施設支援	盲児	併設する施設が主たる施設の場合	10.99円	10.83円	10.66円	10.55円	10.44円	10.33円	10.17円	10円
		当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.11円	10.93円	10.74円	10.62円	10.49円	10.37円	10.19円	10円
	ろうあ児	当該施設が主たる施設の場合	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円
		当該施設が単独施設の場合	11.11円	10.93円	10.74円	10.62円	10.49円	10.37円	10.19円	10円
		併設する施設が主たる施設の場合	11.16円	10.97円	10.77円	10.64円	10.52円	10.39円	10.19円	10円
肢体不自由児童施設支援		11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.49円	10.37円	10.18円	10円	
第一種自閉症児施設支援		10円								
肢体不自由児施設支援		10円								
重症心身障害児施設支援		10円								
-		-								

<見直し後>

		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他		
		18%	15%	12%	10%	8%	6%	3%	0%		
障害児通所支援	児童発達支援	児童発達支援センターの場合	11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円	
		児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円	
		主たる対象が重症心身障害児の場合	11.37円	11.14円	10.91円	10.76円	10.61円	10.46円	10.23円	10円	
	医療型児童発達支援(含:指定医療機関)		10円								
	放課後等デイサービス	重症心身障害児以外の障害児の場合	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円	
		主たる対象が重症心身障害児の場合	11.37円	11.14円	10.91円	10.76円	10.61円	10.46円	10.23円	10円	
保育所等訪問支援		11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円		
福祉型 障害児入所支援	知的障害児の場合	併設する施設が主たる施設の場合	11.00円	10.84円	10.67円	10.56円	10.45円	10.33円	10.17円	10円	
		当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円	
		自閉症の場合	11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.49円	10.37円	10.18円	10円	
	盲ろうあ児の場合	盲児	併設する施設が主たる施設の場合	10.99円	10.83円	10.66円	10.55円	10.44円	10.33円	10.17円	10円
			当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.11円	10.93円	10.74円	10.62円	10.49円	10.37円	10.19円	10円
		ろうあ児	当該施設が主たる施設の場合	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円
			当該施設が単独施設の場合	11.11円	10.93円	10.74円	10.62円	10.49円	10.37円	10.19円	10円
			併設する施設が主たる施設の場合	11.16円	10.97円	10.77円	10.64円	10.52円	10.39円	10.19円	10円
	肢体不自由の場合		11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.49円	10.37円	10.18円	10円	
	医療型(含:指定医療機関)	自閉症の場合	10円								
肢体不自由の場合		10円									
重症心身障害児の場合		10円									
障害児相談支援		11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円		

●児童デイサービスから児童発達支援等への移行に係る児童発達支援等の報酬の1単位単価の経過措置

<現行> 5区分

	特別区	特甲地	甲地	乙地	丙地
	12%	10%	6%	3%	0%
児童デイサービス	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円

<平成24年度> 18区分

	特別区→1級地	特甲地→2級地	特甲地→3級地	特甲地→4級地	特甲地→5級地	甲地→3級地	甲地→4級地	甲地→5級地	甲地→6級地	甲地→7級地	乙地→4級地	乙地→5級地	乙地→6級地	乙地→7級地	丙地→4級地	乙地→その他	丙地→6級地	丙地→7級地	丙地→その他
	13.5%	11.25%	10.5%	10%	9%	7.5%	7%	6%	5.25%	4.75%	4.25%	3.75%	3%	2.5%	2.25%	1.5%	0.75%	0%	
児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合の児童発達支援・放課後等デイサービス(主たる対象が重症心身障害以外の障害の場合)	10.81円	10.68円	10.53円	10.60円	10.54円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.29円	10.26円	10.23円	10.18円	10.15円	10.14円	10.09円	10.05円	10円	

<平成25年度> 15区分

	特別区→1級地	特甲地→2級地	特甲地→3級地	特甲地→4級地	甲地→3級地	特甲地→5級地	乙地→3級地	乙地→4級地	甲地→6級地	乙地→5級地	丙地→4級地	甲地→7級地	乙地→7級地	乙地→その他	丙地→その他
	15%	12.5%	11%	10%	9%	8%	7.5%	6.5%	6%	5.5%	5%	4.5%	3%	1.5%	0%
児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合の児童発達支援・放課後等デイサービス(主たる対象が重症心身障害以外の障害の場合)	10.90円	10.75円	10.66円	10.60円	10.54円	10.48円	10.45円	10.39円	10.36円	10.33円	10.30円	10.27円	10.18円	10.09円	10円

<平成26年度> 21区分

	特別区→1級地	特甲地→2級地	乙地→2級地	特甲地→3級地	丙地→2級地	甲地→3級地	特甲地→4級地	乙地→3級地	甲地→4級地	乙地→4級地	丙地→4級地	特甲地→5級地	乙地→6級地	甲地→6級地	乙地→6級地	丙地→6級地	甲地→7級地	乙地→7級地	丙地→7級地	乙地→その他	丙地→その他
	16.5%	13.75%	12%	11.5%	11.25%	10.5%	10%	9.75%	9%	8.25%	7.5%	7%	6.75%	6%	5.25%	4.5%	3.75%	3%	2.25%	0.75%	0%
児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合の児童発達支援・放課後等デイサービス(主たる対象が重症心身障害以外の障害の場合)	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.41円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円	10円

<平成27年度以降> 見直し後の最終的な8区分

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
	18%	15%	12%	10%	8%	6%	3%	0%
児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合の児童発達支援・放課後等デイサービス(主たる対象が重症心身障害以外の障害の場合)	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円

\* 平成24年度から26年度までの表の見方  
 次頁の表を見て、〔現行の障害者の地域区分〕〔障害児の地域区分〕  
 丙地(0%) → 7級地(3%)  
 の市町村の場合、「丙地→7級地」の欄が、当該年度の児童発達支援等の報酬の1単位単価。

●現行の障害者の地域区分と障害児の地域区分を適用する対象地域の比較〔官署所在地・官署が所在しない地域等〕

\* 下線は官署が所在しない地域等

u003c/divu003e

		障害児の地域区分							
		1級地 (18%)	2級地 (16%)	3級地 (12%)	4級地 (10%)	5級地 (8%)	6級地 (6%)	7級地 (3%)	その他 (0%)
現行の障害者の地域区分	特別区 (12%)	特別区							
	特甲地 (10%)	東京都 武蔵野市、町田市、国分寺市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市、西東京市 神奈川県 鎌倉市 大阪府 大阪市、守口市 兵庫県 芦屋市	東京都 八王子市、立川市、府中市、国分寺市 神奈川県 横浜市、川崎市 愛知県 名古屋市中区 大阪府 高槻市、枚田市、寝屋川市、箕面市 兵庫県 西宮市、宝塚市	東京都 三鷹市、小金井市 神奈川県 横浜市中区、藤子区 京都府 京都市 大阪府 堺市、東大阪市、豊中市、池田市、枚方市、茨木市、八尾市 兵庫県 神戸市、尼崎市		大阪府 岸和田市、忠通町			
	甲地 (6%)		埼玉県 さいたま市 大阪府 高石市	千葉県 千葉市 福岡県 福岡市		神奈川県 葉山町 大阪府 泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、和泉市 兵庫県 伊丹市	福岡県 北九州市		
	乙地 (3%)	埼玉県 和光市 東京都 福生市、清瀬市 神奈川県 厚木市 大阪府 門真市	茨城県 つくば市 埼玉県 志木市 千葉県 船橋市、浦安市 東京都 昭島市、小平市、日野市、武蔵野市 神奈川県 海老名市	千葉県 市川市、松戸市、四街道市、習志野市、八千代市 東京都 青橋市、東村山市、あきる野市 神奈川県 相模原市、藤沢市、多摩市、大和市、綾瀬市、座間市 滋賀県 大津市 大阪府 道徳市、大東市 奈良県 奈良市、大和郡山市 広島県 広島市、庄原市	東京都 豊田町 大阪府 松原市	宮城県 仙台市 埼玉県 川越市、川口市、新沢市、越谷市、戸田市、朝霞市、蕨市、富士見市、新座市、三芳町、狭山市、太田野市、加志谷町 千葉県 柏市 神奈川県 平塚市、伊勢原市、秦野市 静岡県 静岡市 京都府 宇治市 大阪府 羽曳野市、藤井寺市 兵庫県 川西町	北海道 札幌市 埼玉県 草加市 東京都 武蔵村山市、三浦市 神奈川県 小田原市、三浦市 愛知県 岡崎市 京都府 向日市、長岡京市 大阪府 柏原市、四條畷市、交野市 兵庫県 姫路市、明石市 和歌山県 和歌山市 岡山県 岡山市 長崎県 長崎市	北海道 小樽市、釧路市、伊達市 奈良県 生駒市、下関市、久米町、飯塚市	
丙地 (0%)	茨城県 取手市 千葉県 成田市、印西市	千葉県 袖ヶ浦市 愛知県 刈谷市、豊田市 奈良県 天理市	茨城県 水戸市、土浦市、守谷市 埼玉県 鶴ヶ島市 千葉県 富津市 愛知県 豊明市 三重県 鈴鹿市 滋賀県 草津市	茨城県 日立市、古河市、牛久市、ひたちなか市 栃木県 宇都宮市 埼玉県 行田市、熊谷市、加須市、東松山市、入間市、三郷市 千葉県 笠原市、佐倉市、市原市、白井市 神奈川県 葉野市 山梨県 甲府市 静岡県 沼津市、御殿場市 愛知県 浜松市、豊橋市、西尾市、大府市、知多市 三重県 津市、四日市市 滋賀県 甲山市、栗東市 京都府 亀岡市、京田辺市 大阪府 河内長野市、太田狭山町、三田市 兵庫県 奈良市、大和郡田原市、橿原市	茨城県 日立市、古河市、牛久市、ひたちなか市 栃木県 宇都宮市 埼玉県 行田市、熊谷市、加須市、東松山市、入間市、三郷市 千葉県 笠原市、佐倉市、市原市、白井市 神奈川県 葉野市 山梨県 甲府市 静岡県 沼津市、御殿場市 愛知県 浜松市、豊橋市、西尾市、大府市、知多市 三重県 津市、四日市市 滋賀県 甲山市、栗東市 京都府 亀岡市、京田辺市 大阪府 河内長野市、太田狭山町、三田市 兵庫県 奈良市、大和郡田原市、橿原市	宮城県 日立市、古河市、牛久市、ひたちなか市 栃木県 宇都宮市 埼玉県 行田市、熊谷市、加須市、東松山市、入間市、三郷市 千葉県 笠原市、佐倉市、市原市、白井市 神奈川県 葉野市 山梨県 甲府市 静岡県 沼津市、御殿場市 愛知県 浜松市、豊橋市、西尾市、大府市、知多市 三重県 津市、四日市市 滋賀県 甲山市、栗東市 京都府 亀岡市、京田辺市 大阪府 河内長野市、太田狭山町、三田市 兵庫県 奈良市、大和郡田原市、橿原市	宮城県 名取市、多美城市、黒川町、茨西市 茨城県 鹿嶋市、小山市、大田原市 栃木県 群馬市、大田原市 群馬県 高崎市、太田市 熊谷市、春日部市、鴻巣市、上尾市、久喜市、坂戸市、鳩山町、杉野町、北川町、草津町 千葉県 野田市、東金市、流山市、八街市、匝々井町、栄町 富山県 富山市 石川県 金沢市 福井県 福井市 長野県 長野市、松本市、諏訪市 岐阜県 岐阜市、多治見市、美濃加茂市 浜松市 浜松市、三島市、富士宮市、富士市、磐田市、桂川市、掛川市、袋井市 愛知県 豊橋市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、大山市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、知立市、豊西町、弥富町、豊山町 三重県 桑名市、名張市、伊賀市、津市、長浜市 滋賀県 水郷町 京都府 鞍馬市、京都市、熊取町、田原町、太子町、加古川市、三木市 兵庫県 淡路市、香芝市、宇陀市、斑鳩町、玉手町、橋本町 和歌山県 和歌山市、海田町、坂町 岡山県 岡山市 広島県 広島市、尾道市、福山市、三好市、府中町、鞆町	すべての都道府県の1級地から7級地以外の地域	

\* 地域区分を適用する市町村の区域については、平成18年4月1日。

\* 平成15年4月2日から18年4月1日の間に、市町村合併により、A市にB町が編入してA市になった場合や、A市とB市の合併によりC市を新設した場合等は、平成18年4月1日時点の合併後の市町村の区域を基準として表を見る（ただし、児童デイサービスから児童発達支援等への移行に係る上乗せ割合の変動について、山口県下関市と合併した旧菊川町、旧豊田町、旧豊浦町及び旧豊北町、福岡県久留米市と合併した旧田主丸町、旧北野町、旧城島町及び旧三瀧町並びに福岡県飯塚市と合併した旧筑穂町、旧穂波町、旧庄内町及び旧頼田町については、平成27年4月1日から下関市、久留米市又は飯塚市の区域として取り扱うこととし、平成24年度から26年度までの経過措置期間中の上乗せ割合は0%とする）。

\* 市町村合併等を踏まえ、今後変更があり得る。

5

-82-

# 障害児通所支援に係る報酬告示案

○厚生労働省告示第 号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第二項第一号及び第二十一条の五の四第二項第二号の規定（これらの規定を同法第二十一条の五の十三第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に基づき、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の算定に関する基準を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

- 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準
- 一 指定通所支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）及び基準該当通所支援（法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表障害児通所給付費単位数表第1（1の注7を除く。）、第3及び第4により算定する単位数に別表厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額に、同表第1（1の注7に限る。）により算定する単位数に十円を乗じて得た額を加えた額又は同表第2により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。
  - 二 前号の規定により、指定通所支援又は基準該当通所支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定するものとする。

別表

障害児通所給付費等単位数表

第1 児童発達支援

1 児童発達支援給付費（1日につき）

イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）

- (1) 利用定員が30人以下の場合 965単位
- (2) 利用定員が31人以上40人以下の場合 906単位
- (3) 利用定員が41人以上50人以下の場合 848単位
- (4) 利用定員が51人以上60人以下の場合 791単位
- (5) 利用定員が61人以上70人以下の場合 770単位
- (6) 利用定員が71人以上80人以下の場合 750単位
- (7) 利用定員が81人以上の場合 729単位

ロ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合

- (1) 利用定員が20人以下の場合 1,206単位
- (2) 利用定員が21人以上30人以下の場合 1,061単位

- (3) 利用定員が31人以上40人以下の場合 976単位
- (4) 利用定員が41人以上の場合 889単位

ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合

- (1) 利用定員が15人以下の場合 1,138単位
- (2) 利用定員が16人以上20人以下の場合 863単位
- (3) 利用定員が21人以上の場合 789単位

ニ 法第6条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）

- (1) 利用定員が10人以下の場合 616単位
- (2) 利用定員が11人以上20人以下の場合 451単位
- (3) 利用定員が21人以上の場合 363単位

ホ 法第6条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合

- (1) 利用定員が5人の場合 1,587単位

- (2) 利用定員が6人以上10人以下の場合 813単位
- (3) 利用定員が11人以上の場合 689単位

注1 イからハまでについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあつては、指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。）に届け出た指定児童発達支援の単位（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所基準」という。）第5条第4項及び第6条第5項に規定する指定児童発達支援の単位をいう。以下同じ。）において、指定児童発達支援（指定通所基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する児童発達支援センター（法第43条に規定する児童発達支援センターをいう。以下同じ。）の場合は、所定単位数の100分の965に相当する単位数を算定する。

2 ニ又はホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合又は

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）において、基準該当児童発達支援を行った場合に、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

3 児童発達支援給付費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 障害児の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

(2) 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第27条の規定に従い、児童発達支援計画（指定通所基準第27条第1項に規定する児童発達支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合 100分の95

4 指定通所基準第37条に規定する運営規程に定める営業時間が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に厚生労働大臣が定める割合を所定単位数に乗じて得た額を算定する。

5 指定通所基準附則第3条の規定の適用を受ける者が、少年である障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき274単位を所定単位数から減算する。

6 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）を専任で配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（指定通所基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）において指定児童発達支援を行った場合又は別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所において基準該当児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 主として障害児（難聴児又は重症心身障害児を除く。）を通わせる児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）

- |                        |      |
|------------------------|------|
| (1) 利用定員が30人以下の場合      | 68単位 |
| (2) 利用定員が31人以上40人以下の場合 | 51単位 |
| (3) 利用定員が41人以上50人以下の場合 | 41単位 |
| (4) 利用定員が51人以上60人以下の場合 | 34単位 |
| (5) 利用定員が61人以上70人以下の場合 | 29単位 |
| (6) 利用定員が71人以上80人以下の場合 | 25単位 |

(7) 利用定員が81人以上の場合 22単位

ロ 主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合

- |                        |       |
|------------------------|-------|
| (1) 利用定員が20人以下の場合      | 102単位 |
| (2) 利用定員が21人以上30人以下の場合 | 68単位  |
| (3) 利用定員が31人以上40人以下の場合 | 51単位  |
| (4) 利用定員が41人以上の場合      | 41単位  |

ハ 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

- |                   |       |
|-------------------|-------|
| (1) 利用定員が20人以下の場合 | 102単位 |
| (2) 利用定員が21人以上の場合 | 68単位  |

ニ 主として障害児（重症心身障害児を除く。）を通わせる法第6条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（ホに該当する場合を除く。）

- |                        |       |
|------------------------|-------|
| (1) 利用定員が10人以下の場合      | 205単位 |
| (2) 利用定員が11人以上20人以下の場合 | 102単位 |

(3) 利用定員が21人以上の場合 68単位

ホ 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

- |                       |       |
|-----------------------|-------|
| (1) 利用定員が5人の場合        | 410単位 |
| (2) 利用定員が6人以上10人以下の場合 | 205単位 |
| (3) 利用定員が11人以上        | 102単位 |

7 指定児童発達支援の単位（主として難聴児を通わせる児童発達支援センターに限る。）において、難聴児のうち人工内耳を装着している障害児に対して、指定児童発達支援を行った場合に、人工内耳装着児支援加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- |                      |       |
|----------------------|-------|
| イ 利用定員が20人以下の場合      | 603単位 |
| ロ 利用定員が21人以上30人以下の場合 | 531単位 |
| ハ 利用定員が31人以上40人以下の場合 | 488単位 |
| ニ 利用定員が41人以上の場合      | 445単位 |

8 常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、

指導員又は保育士を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く。）において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、1のホを算定している場合は、算定しない。

- |                      |       |
|----------------------|-------|
| イ 利用定員が10人以下の場合      | 193単位 |
| ロ 利用定員が11人以上20人以下の場合 | 129単位 |
| ハ 利用定員が21人以上の場合      | 77単位  |

## 2. 家庭連携加算

- |                |       |
|----------------|-------|
| イ 所要時間1時間未満の場合 | 187単位 |
| ロ 所要時間1時間以上の場合 | 280単位 |

注 指定児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所（以下「指定児童発達支援事業所等」という。）において、指定通所基準第5条若しくは第6条の規定又は別に厚生労働大臣が定める施設基準により指定児童発達支援事業所等に置くべき従業者（栄養士及び調理員を除く。以下この第1において「児童発達支援事業所等従業者」という。）が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者（法第6条の2第8項の通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対

する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、その内容の指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援（以下「指定児童発達支援等」という。）を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。ただし、同一日に児童発達支援給付費を算定している場合は、算定しない。

3 訪問支援特別加算

- イ 所要時間1時間未満の場合 187単位
- ロ 所要時間1時間以上の場合 280単位

注 指定児童発達支援事業所等において継続して指定児童発達支援等を利用する障害児について、連続した5日間、当該指定児童発達支援等の利用がなかった場合において、児童発達支援事業所等従業者が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児の居宅を訪問して当該指定児童発達支援事業所等における指定児童発達支援等に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

4 食事提供加算

- イ 食事提供加算(I) 42単位
- ロ 食事提供加算(II) 58単位

注1 イについては、児童発達支援センターにおいて児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第24条第1項第2号に掲げる通所給付決定保護者（以下「中間所得者」という。）の通所給付決定（法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定をいう。以下同じ。）に係る障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、平成27年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、児童発達支援センターにおいて児童福祉法施行令第24条第1項第3号に掲げる通所給付決定保護者（以下「低所得者等」という。）の通所給付決定に係る障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、平成27年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

5 利用者負担上限額管理加算

150単位

注 指定児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額（同条に規定する通所利用者負担額合計額をいう。以下同じ。）の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

6 福祉専門職員配置等加算

- イ 福祉専門職員配置等加算(I) 10単位
- ロ 福祉専門職員配置等加算(II) 6単位

注1 イについては、指定通所基準第5条又は第6条の規定により置くべき児童指導員又は指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士又は介護福祉士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

- (1) 指定通所基準第5条又は第6条の規定により置くべき児童指導員若しくは指導員又は保育士（(2)において「児童指導員等」という。）として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。
- (2) 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。

7 栄養士配置加算

イ 栄養士配置加算(I)

- (1) 利用定員が40人以下の場合 37単位

- (2) 利用定員が41人以上50人以下の場合 30単位
- (3) 利用定員が51人以上60人以下の場合 25単位
- (4) 利用定員が61人以上70人以下の場合 21単位
- (5) 利用定員が71人以上80人以下の場合 19単位
- (6) 利用定員が81人以上の場合 16単位

ロ 栄養士配置加算(II)

- (1) 利用定員が40人以下の場合 20単位
- (2) 利用定員が41人以上50人以下の場合 16単位
- (3) 利用定員が51人以上60人以下の場合 13単位
- (4) 利用定員が61人以上70人以下の場合 11単位
- (5) 利用定員が71人以上80人以下の場合 10単位
- (6) 利用定員が81人以上の場合 9単位

注1 イについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

- (1) 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。

- (2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。
- 2 ロについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イを算定している場合は、算定しない。
- (1) 栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。
- 8 欠席時対応加算 94単位
- 注 指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を利用する障害児が、あらかじめ当該指定児童発達支援事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、児童発達支援事業所等従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。
- 9 特別支援加算 25単位
- 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童

13

- 発達支援事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、当該指定児童発達支援を受けた障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。
- 10 医療連携体制加算
- イ 医療連携体制加算(I) 500単位
- ロ 医療連携体制加算(II) 250単位
- ハ 医療連携体制加算(III) 500単位
- ニ 医療連携体制加算(IV) 100単位
- 注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のハ又はホを算定している場合は、算定しない。
- 2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の障害児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のハ又はホを算定している場合は、算定しない。

14

- 3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。）に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1のハ又はホを算定している場合は、算定しない。
- 4 ニについては、喀痰吸引等（社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。以下同じ。）が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ若しくはロ又は1のハ若しくはホを算定している場合は、算定しない。
- 11 送迎加算 54単位
- 注 障害児に対して、その居宅と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、1のイからハまで又はホを算定している場合は、算定しない。
- 12 延長支援加算
- イ 延長時間1時間未満の場合 61単位

15

- ロ 延長時間1時間以上2時間未満の場合 92単位
- ハ 延長時間2時間以上の場合 123単位
- 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、障害児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援等を行った場合に、当該指定児童発達支援等を受けた障害児に対し、当該指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。
- 13 福祉・介護職員処遇改善加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等（国、独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。14において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から12までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

16

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅳ イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

14 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合にあつては、1から12までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数を加算する。ただし、13の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

第2 医療型児童発達支援

1 医療型児童発達支援給付費（1日につき）

イ 肢体不自由（法第6条の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 329単位

ロ 重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 440単位

注1 指定医療型児童発達支援事業所（指定通所基準第56条第1項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）又は指定医療機関（法第6条の2第3項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。）において、指定医療型児童発達支援（指定通所基準第55条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、障害児の障害種別

17

に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定医療型児童発達事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

2 医療型児童発達支援給付費の算定に当たって、指定医療型児童発達支援事業所において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 障害児の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

(2) 指定医療型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第64条において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、医療型児童発達支援計画（同条に規定する医療型児童発達支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合 100分の95

3 指定通所基準第63条に規定する運営規程に定める営業時間が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た数を算定する。

4 児童発達支援管理責任者を専任で配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき51単位を所定単位数に加算する。

2 家庭連携加算

イ 所要時間1時間未満の場合 187単位

ロ 所要時間1時間以上の場合 280単位

注 指定通所基準第56条の規定により指定医療型児童発達支援事業所に置くべき従業者又は指定医療機関の職員（以下この第2において「医療型児童発達支援事業所等従業者」という。）が、医療型児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問して当該障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、その内容の指定医療型児童発達支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。ただし、同一日に医療型児童発達支援給付費を算定している場合は、算定しない。

3 訪問支援特別加算

イ 所要時間1時間未満の場合 187単位

ロ 所要時間1時間以上の場合 280単位

注 指定医療型児童発達支援事業所又は指定医療機関において継続して指定医療型児童発達支援を利用する障害児について、連続した5日間、当該指定医療型児童発達支援の利用がなかった場合において、医療型児童発達支援事業所等従業者が、医療型児童発達支援計画に基づ

19

き、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児の居宅を訪問して当該指定医療型児童発達支援事業所又は指定医療機関における指定医療型児童発達支援に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定医療型児童発達支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

4 食事提供加算

イ 食事提供加算(I) 42単位

ロ 食事提供加算(Ⅱ) 58単位

注1 イについては、中間所得者の通所給付決定に係る障害児に対し、指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、平成27年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、低所得者等の通所給付決定に係る障害児に対し、指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、平成27年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

5 利用者負担上限額管理加算

150単位

注 指定医療型児童発達支援事業所又は指定医療機関が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第64条において準用する指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計

18

12

20

額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

6 福祉専門職員配置等加算

- イ 福祉専門職員配置等加算(I) 10単位
- ロ 福祉専門職員配置等加算(II) 6単位

注1 イについては、指定通所基準第56条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定医療機関の職員（直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士であるものを除く。）のうち、社会福祉士又は介護福祉士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

- (1) 指定通所基準第56条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士又は指定医療機関の職員（直接支援業務に従事する保育士又は指導員であるものに限る。）(2)において「

児童指導員等」という。)として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

- (2) 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。

7 欠席時対応加算

94単位

注 指定医療型児童発達支援事業所又は指定医療機関において指定医療型児童発達支援を利用する障害児が、あらかじめ当該指定医療型児童発達支援事業所又は指定医療機関の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、医療型児童発達支援事業所等従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

8 特別支援加算

25単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定医療型児童発達支援を行った場合に、当該指定医療型児童発達支援を受けた障害児に対し、1日につき所定単位数を加算する。

9 延長支援加算

- イ 延長時間1時間未満の場合 61単位
- ロ 延長時間1時間以上2時間未満の場合 92単位
- ハ 延長時間2時間以上の場合 123単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定医療機関において、障害児に対して、医療型児童発達支援計画に基づき指定医療型児童発達支援を行った場合に、当該指定医療型児童発達支援を受けた障害児に対し、当該指定医療型児童発達支援を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

10 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。11において同じ。）が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から9までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

11 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合にあっては、1から9までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を加算する。ただし、10の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

第3 放課後等デイサービス

1 放課後等デイサービス給付費（1日につき）

イ 障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合（ロに該当する場合を除く。）

- (1) 授業の終了後に行う場合
  - (ア) 利用定員が10人以下の場合 478単位
  - (イ) 利用定員が11人以上20人以下の場合 359単位

(三) 利用定員が21人以上の場合	278単位
(2) 休業日に行う場合	
(一) 利用定員が10人以下の場合	616単位
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	451単位
(三) 利用定員が21人以上の場合	363単位

ロ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合

(1) 授業の終了後に行う場合	
(一) 利用定員が5人の場合	1,309単位
(二) 利用定員が6人以上10人以下の場合	670単位
(三) 利用定員が11人以上の場合	568単位
(2) 休業日に行う場合	
(一) 利用定員が5人の場合	1,587単位
(二) 利用定員が6人以上10人以下の場合	813単位
(三) 利用定員が11人以上	689単位

注1 イの(1)については、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）をいう。以下同じ。）に就学している障害児（以下「就学

児」という。）（重症心身障害児を除く。）に対し、授業終了後に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位（指定通所基準第66条第3項に規定する指定放課後等デイサービスの単位をいう。以下同じ。）において指定放課後等デイサービス（指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）を行った場合又は別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）において、基準該当放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2 イの(2)については、就学児又は別に厚生労働大臣が定める児童（以下「就学児等」という。）（重症心身障害児を除く。）に対し、休業日に、指定放課後等デイサービスの単位又は基準該当放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービス（以下「指定放課後等デイサービス等」という。）を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

3 ロの(1)については、就学児（重症心身障害児に限る。）に対し、授業の終了後に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして届け出た指定放課後等デイサー

ビスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

4 ロの(2)については、就学児（重症心身障害児に限る。）に対し、休業日に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

5 放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 障害児の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

(2) 指定放課後等デイサービスの提供に当たって、指定通所基準第71条において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、放課後等デイサービス計画（同条に規定する放課後等デイサービス計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合 100分の95

6 イの(2)又はロの(2)に係る放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、指定通所基準第71条において準用する指定通所基準第63条に規定する運営規程に定める営業時間が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に厚生労働大臣

が定める割合を乗じて得た数を算定する。

7 児童発達支援管理責任者を専任で配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。）において指定放課後等デイサービスを行った場合又は別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所において基準該当放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 主として障害児（重症心身障害児を除く。）に対し指定放課後等デイサービスを行った場合（ロに該当する場合を除く。）

(1) 利用定員が10人以下の場合	205単位
(2) 利用定員が11人以上20人以下の場合	102単位
(3) 利用定員が21人以上の場合	68単位

ロ 主として重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合

(1) 利用定員が5人の場合	410単位
(2) 利用定員が6人以上10人以下の場合	205単位
(3) 利用定員が11人以上の場合	102単位

8 常時見守りが必要な就学児等への支援や就学児等の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、指導員又は保育士を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、1のロを算定している場合は、算定しない。

- (1) 利用定員が10人以下の場合 193単位
- (2) 利用定員が11人以上20人以下の場合 129単位
- (3) 利用定員が21人以上の場合 77単位

2 家庭連携加算

- イ 所要時間1時間未満の場合 187単位
- ロ 所要時間1時間以上の場合 280単位

注 指定放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所等」という。）において、指定通所基準第66条の規定又は別に厚生労働大臣が定める施設基準により指定放課後等デイサービス事業所等に置くべき従業者（以下この第3において「放課後等デイサービス事業所等従業者」という。）が、放課後等

デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児等の居宅を訪問して就学児等及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービス（以下「指定放課後等デイサービス等」という。）を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。ただし、同一日に放課後等デイサービス給付費を算定している場合は、算定しない。

3 訪問支援特別加算

- イ 所要時間1時間未満の場合 187単位
- ロ 所要時間1時間以上の場合 280単位

注 指定放課後等デイサービス事業所等において継続して指定放課後等デイサービス等を利用する就学児等について、連続した5日間、当該指定放課後等デイサービス等の利用がなかった場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該就学児等の居宅を訪問して当該指定放課後等デイサービス事業所等における指定放課後等デイサービス等に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

4 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定放課後等デイサービス事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第71条において準用する指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

5 福祉専門職員配置等加算

- イ 福祉専門職員配置等加算(I) 10単位
- ロ 福祉専門職員配置等加算(II) 6単位

注1 イについては、指定通所基準第66条の規定により置くべき指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士又は介護福祉士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

- (1) 指定通所基準第71条の規定により置くべき指導員又は保育士（(2)において「指導員等」

という。）として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

- (2) 指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。

6 欠席時対応加算 94単位

注 指定放課後等デイサービス事業所等において指定放課後等デイサービス等を利用する就学児等が、あらかじめ当該指定放課後等デイサービス事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、就学児等又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該就学児等の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

7 特別支援加算 25単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定放課後等デイサービスを行った場合に、当該指定放課後等デイサービスを受けた就学児等1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

8 医療連携体制加算

イ 医療連携体制加算(I)	500単位
ロ 医療連携体制加算(II)	250単位
ハ 医療連携体制加算(III)	500単位
ニ 医療連携体制加算(IV)	100単位

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児等に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児等に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のロを算定している場合は、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の就学児等に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児等に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のロを算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のロを算定している場合は、算定しない。

4 ニについては、<sup>あつれい</sup>喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、<sup>あつれい</sup>喀痰吸引等を行った場合に、就学児等1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ若しくはロ又は1のロを算定している場合は、算定しない。

9 送迎加算 54単位

注 就学児等に対して、その居宅又は就学児等が通学している学校と指定放課後等デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

10 延長支援加算

イ 延長時間1時間未満の場合	61単位
ロ 延長時間1時間以上2時間未満の場合	92単位
ハ 延長時間2時間以上の場合	123単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等において、就学児等に対して、放課後等デイサービス計画に基づき指定放課後等デイサービス等を行った場合に、当該指定放課後等デイサービス等を受けた就学児等に対し、当該指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

11 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等（国、独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。12において同じ。）が、就学児等に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から10までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

12 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等が、就学児等に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合にあっては、1から10までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を加算する。ただし、11の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

#### 第4 保育所等訪問支援

1 保育所等訪問支援給付費（1日につき） 906単位

注1 指定保育所等訪問支援事業所（指定通所基準第73条に規定する指定保育所等訪問支援事業所をいう。以下同じ。）において、指定保育所等訪問支援（指定通所基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 保育所等訪問支援給付費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 指定保育所等訪問支援の提供に当たって、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、保育所等訪問支援計画（同条に規定する保育所等訪問支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合 100分の95

(2) 同一日に複数の障害児に指定保育所等訪問支援を提供した場合 100分の93

3 児童発達支援管理責任者を専任で配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、指定保育所等訪問支援を行った場合に、1日につき68単位を所定単位数に加算する。

2 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定保育所等訪問支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第79条に

において準用する指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

### 3 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。4において同じ。）が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ 1及び2により算定した単位数の1000分の92に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

### 4 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所が、障

37

害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合にあつては、1及び2により算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を加算する。ただし、3の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。